

岩手看護専門学校評価規程

令和元年8月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、岩手看護専門学校（以下「本校」という。）が学則第1条の2に定める学校評価に関する条項に基づき学校運営全般に係る自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表をについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、学校評価とは、学校教育法第42条及び学校教育法施行規則第66条に規定する自己評価並びに同報第43条及び同法施行規則第67条及び第68条に規定する学校関係者評価をいう。

(自己評価委員会の設置)

第3条 自己点検・自己評価を適切かつ円滑に行うための組織として本校に自己評価委員会(以下「委員会」という)を置く。

(委員の構成)

第4条 委員会は、校長、副校長、教務主任、事務長並びに校長が指名する委員により構成する。

2 委員の人数は7人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(委員会運営)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長には校長が就任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

5 委員会は、委員長が招集する。

6 委員会は、必要と認める場合に委員以外の者に出席を求めることができる。

(委員会の所掌事項)

第6条 委員会は、自己評価の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

(1) 自己評価の基本方針及び実施体制並びに実施方法の制定・改廃に関すること。

(2) 自己評価の評価基準項目に関すること。

(3) 自己評価報告書の作成に関すること。

(4) 自己評価結果に基づく改善策の提案に関すること。

(5) 自己評価結果の公表に関すること。

(6) その他自己評価の実施について必要な事項に関すること。

(自己評価の実施)

第7条 自己評価を実施する時期は、原則として、毎年度3月とする。

2 自己評価は、校長の指揮のもと、第6条で定める基本方針、実施体制に基づく責任と役割を教職員それぞれが十分認識し、誠実に取組まなければならない。

(自己評価結果の報告)

第8条 校長は自己評価結果を学校運営会議（以下「運営会議」という。）に報告しなければならない。

2 自己評価に基づく改善措置の実施にあたっては、運営会議の承諾を得なければならない。

(自己評価結果の公表)

第9条 校長は運営会議の承認を受け、自己評価結果を広く社会に公表しなければならない。

(自己評価結果の活用)

第10条 教職員は、自己評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(学校関係者評価)

第11条 校長は自己評価の結果を、本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会

(以下「関係者委員会」という。)に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用しなければならない。

(関係者委員会の役割)

第12条 関係者委員会は、教育活動及び学校運営の状況についての自己点検評価の結果を踏まえた岩手看護専門学校の評価を行い、その結果を校長に報告する。

(関係者委員会の構成)

第13条 関係者委員会は、次に掲げる区分から校長が委嘱する3名以上の委員により構成する。

(1) 保護者 (2) 卒業生 (3) 地域住民 (4) 関係業界関係者 (5) その他教育に関し知見を有する者 (6) その他校長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(関係者委員会の運営)

第14条 関係者委員会に委員長を置く

2 委員長は校長が指名する。

3 関係者委員会は、校長が招集し、委員長がその運営に当たる。

3 校長が必要と認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 関係者委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

5 関係者委員会は、自己評価の進捗状況に応じ次年度の計画作成までの間に3回以上開催しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第15条 関係者委員会委員の報酬及び費用弁償については、本校が定める基準により支払う。

(学校関係者評価の評価結果)

第16条 委員長は、関係者委員会による評価結果をまとめ、報告書を作成し、校長に提出しなければならない。

(学校関係者評価結果の報告)

第17条 校長は、学校関係者評価結果を運営会議に報告しなければならない。

(学校関係者評価結果の活用)

第18条 教職員は、学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(学校関係者評価結果の公表)

第19条 校長は、学校関係者評価結果について、運営会議の承認を受け、社会に公表しなければならない。

(守秘義務)

第20条 関係者委員会委員は、評価活動を通じて収集した情報は、学校評価以外の目的に使用してはならない。

2 学校関係者評価における守秘義務は本校の「学校関係者評価における守秘義務に関する規程」に従う。

(その他)

第21条 本規程に定めるもののほか本校の学校評価に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(主管部署)

第22条 自己評価委員会及び関係者委員会の事務は、本校事務室が行う。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、校長が決定する。

附 則

この規程は、令和元 年10月1日から施行する。